

議案第118号

令和元年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,855千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,296,822千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月28日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市後期高齢者医療特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,475,369 千円	△ 1,855 千円	1,473,514 千円
	1 一般会計繰入金	1,475,369	△ 1,855	1,473,514
歳入	合計	6,298,677	△ 1,855	6,296,822

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		162,773 千円	△ 1,855 千円	160,918 千円
	1 総務管理費	148,078	△ 1,855	146,223
歳出	合計	6,298,677	△ 1,855	6,296,822

松山市職員給与条例等の一部改正について

松山市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員給与条例等の一部を改正する条例

(松山市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 松山市職員給与条例(昭和 27 年条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 28 条第 4 項中「, 若しくは失職し」を削る。

第 29 条第 2 項第 1 号中「, 若しくは失職し」を削り, 「100 分の 92.5」を「100 分の 97.5」に改める。

別表第 1 号から別表第 5 号までを次のように改める。

別表第 1 号から別表第 5 号まで(別紙 1 のとおり)

第 2 条 松山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 1 号中「100 分の 97.5」を「100 分の 95」に改める。

(松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 松山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 31 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 松山市急患医療センターにおける正規の勤務時間(松山市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 29 号)第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。)による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。)において行われる業務

第 4 条第 2 項中「, 業務に従事した日 1 日につき」を削り, 同項各号を次のように改める。

- (1) 前項第 1 号及び第 2 号の業務 業務に従事した日 1 日につき 290 円
- (2) 前項第 3 号の業務 業務に従事した日 1 日につき 1,500 円
- (3) 前項第 4 号の業務 勤務 1 回につき 7,300 円

第4条に次の1項を加える。

- 3 前項第3号の規定にかかわらず、第1項第4号の業務が勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると市長が認める場合にあつては、前項第3号に定める額に1,400円の範囲内で当該事情に応じて市長が定める額を加算することができる。  
(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和36年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(別紙2のとおり)

(松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000円」を「375,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第6条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の松山市職員給与条例(以下この項及び第4項において「改正後の給与条例」という。)別表第1号から別表第5号までの規定、第4条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(第4項において「改正後の単労条例」という。)別表の規定及び第5条の規定による改正後の松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下この項及び第4項において「改正後の任期付職員条例」という。)第7条第1項の表の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第29条第2項第1号及び改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成31年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準

じる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例，改正後の単労条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前の松山市職員給与条例，第4条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例又は第5条の規定による改正前の松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は，それぞれ改正後の給与条例，改正後の単労条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が規則で定める。

(提案理由)

本市職員の給与を改定するため，本案を提出する。

(別紙1)  
別表第1号(第5条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員 以外の 職員	1	146,100	200,800	232,200	275,800	305,000	345,500	383,800	406,800	456,300
	2	147,200	202,200	234,000	277,500	306,900	347,500	385,600	408,600	458,500
	3	148,400	203,500	235,800	279,100	308,800	349,500	387,500	410,700	460,800
	4	149,500	204,800	237,400	280,800	310,800	351,400	389,400	413,000	463,100
	5	150,600	206,100	239,100	282,400	312,700	353,100	391,300	415,000	465,400
	6	151,700	207,500	240,800	284,200	314,500	355,100	393,300	417,200	467,900
	7	152,800	208,700	242,500	286,000	316,300	357,000	395,200	419,400	470,200
	8	153,900	210,100	243,900	288,000	318,200	358,900	397,300	421,600	472,700
	9	154,900	211,400	245,500	289,600	319,800	360,700	399,200	423,800	475,100
	10	156,300	212,900	247,000	291,500	321,800	362,600	401,200	425,900	477,600
	11	157,600	214,400	248,300	293,200	323,600	364,500	403,300	428,000	480,000
	12	158,900	215,900	249,900	294,900	325,700	366,400	405,200	430,100	482,500
	13	160,100	217,400	251,100	296,700	327,400	368,200	407,200	432,100	484,800
	14	161,600	219,100	252,400	298,800	329,500	370,200	409,000	433,900	487,000
	15	163,100	220,800	253,800	300,800	331,400	372,300	410,900	435,900	489,200
	16	164,600	222,400	254,900	302,900	333,500	374,200	412,800	437,900	491,400
	17	165,900	223,900	255,800	304,700	335,800	375,900	414,900	439,900	493,000
	18	167,400	225,600	256,700	306,700	337,900	378,000	416,800	441,600	494,500
	19	168,900	227,400	257,900	308,600	339,800	379,900	418,600	443,200	496,000
	20	170,400	229,000	259,200	310,500	341,900	382,100	420,500	444,900	497,500
	21	171,700	230,900	260,500	312,400	343,700	384,100	422,100	446,700	499,100
	22	174,400	232,700	262,000	314,100	345,700	385,900	423,900	448,400	500,500
	23	177,000	234,500	263,500	316,000	347,500	387,100	425,700	450,200	501,900
	24	179,600	235,900	264,900	317,600	349,300	388,500	427,500	452,000	503,300
	25	182,200	237,400	266,300	319,200	351,400	389,900	428,700	453,800	504,500
	26	185,000	238,900	268,000	321,200	353,200	391,400	430,200	455,500	505,700
	27	187,700	240,300	269,700	323,200	355,100	392,700	431,800	457,100	506,900
	28	190,400	241,800	271,300	325,100	357,000	394,200	433,200	458,800	508,100
	29	193,100	243,000	272,900	326,700	358,900	395,600	434,600	460,200	509,000
	30	194,600	244,300	274,600	328,800	361,000	397,100	435,800	461,600	509,800
	31	196,100	245,500	276,100	331,000	363,000	398,600	437,200	462,900	510,800
	32	197,500	246,400	277,900	333,100	364,900	400,000	438,600	464,400	511,800
	33	198,800	247,500	279,600	335,400	366,400	401,400	439,900	465,900	512,800
	34	200,300	248,700	281,000	337,500	368,000	402,600	441,300	467,100	513,200
	35	201,800	249,800	282,800	339,600	369,600	403,700	442,700	468,600	513,700
	36	203,200	250,900	284,600	341,800	371,200	404,700	444,000	470,200	514,300
	37	204,600	251,900	286,500	343,600	372,700	405,500	445,200	471,700	514,900

3 8	205,900	253,300	288,200	345,600	373,900	406,700	446,500	473,200	515,300
3 9	207,300	254,700	289,900	347,500	375,100	407,900	447,800	474,600	516,000
4 0	208,700	256,200	291,700	349,300	376,500	409,100	449,200	475,900	516,700
4 1	210,100	257,500	293,400	351,400	377,900	410,400	450,600	477,300	517,400
4 2	211,400	258,800	295,100	353,200	379,100	411,900	452,000	478,300	
4 3	212,800	260,200	297,000	355,100	380,200	413,500	453,600	479,200	
4 4	214,200	261,600	298,700	357,000	381,300	415,100	455,000	480,100	
4 5	215,600	263,100	300,500	358,900	382,400	416,600	456,200	481,000	
4 6	217,100	264,300	302,100	361,000	383,400	417,900	457,600	482,000	
4 7	218,400	266,100	303,700	363,000	384,300	419,300	459,000	483,000	
4 8	219,700	267,900	305,400	364,900	385,200	420,600	460,300	484,000	
4 9	221,000	269,600	307,000	366,400	386,100	421,900	461,300	484,900	
5 0	222,300	271,500	308,400	368,000	387,000	423,100	462,300	485,800	
5 1	223,600	273,300	310,200	369,600	387,900	424,300	463,200	486,700	
5 2	224,500	274,900	312,100	371,200	388,800	425,500	464,100	487,400	
5 3	225,600	276,400	313,800	372,700	389,500	426,600	464,900	488,100	
5 4	226,600	278,100	315,700	373,900	390,400	427,700	465,600		
5 5	227,800	279,900	317,500	375,100	391,400	429,000	466,300		
5 6	229,000	281,500	319,400	376,400	392,400	430,200	467,000		
5 7	230,200	282,900	321,000	377,800	393,200	431,500	467,700		
5 8	231,400	284,500	322,800	379,000	394,100	432,500			
5 9	232,800	286,100	324,400	380,100	394,900	433,600			
6 0	234,000	287,600	326,000	381,100	395,800	434,700			
6 1	235,100	288,900	327,300	382,100	396,500	435,600			
6 2	236,600	289,800	328,600	383,000	397,300	436,700			
6 3	237,800	290,700	330,300	383,900	398,100	437,700			
6 4	239,300	291,400	332,100	384,800	398,800	438,800			
6 5	240,300	292,200	333,700	385,600	399,500	439,700			
6 6	241,200	292,900	335,300	386,400	400,400				
6 7	242,300	293,600	336,900	387,300	401,200				
6 8	243,400	294,300	338,600	388,100	402,000				
6 9	244,600	294,900	340,200	388,800	402,900				
7 0	245,400	295,600	341,100	389,700	403,900				
7 1	246,100	296,300	342,000	390,700	405,000				
7 2	246,800	297,000	342,900	391,600	406,100				
7 3	247,600	297,600	343,800	392,500	406,800				
7 4		298,100	344,700	393,500	407,900				
7 5		298,600	345,600	394,400	408,900				
7 6		299,100	346,300	395,300	409,900				
7 7		299,600	347,000	396,100	410,800				
7 8		300,100	347,600	396,800	411,800				
7 9		300,600	348,100	397,400	412,800				

8 0	301,000	348,700	398,000	413,700					
8 1	301,400	349,200	398,600	414,700					
8 2	301,700	349,800	398,800						
8 3	302,000	350,300	399,000						
8 4	302,400	350,800	399,200						
8 5	302,800	351,200	399,400						
8 6	303,100	351,600	399,600						
8 7	303,400	352,000	399,800						
8 8	303,800	352,400	400,000						
8 9	304,200	352,800	400,200						
9 0		353,300							
9 1		353,600							
9 2		354,100							
9 3		354,600							
9 4		355,100							
9 5		355,600							
9 6		356,100							
9 7		356,600							
9 8		357,200							
9 9		357,800							
1 0 0		358,300							
1 0 1		358,700							
1 0 2		359,100							
1 0 3		359,500							
1 0 4		359,900							
1 0 5		360,300							
再任用職員	187,700	215,200	240,300	264,200	281,800	313,000	339,600	373,000	415,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていない職員に適用する。



## 別表第2号(第5条関係)

## 消防職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職 員以外の 職員	号給	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
		1	165,100	243,800	273,600	310,700	346,300	384,500	406,800	456,300
		2	166,700	245,200	275,500	312,600	348,400	386,400	408,600	458,500
		3	168,400	246,500	277,300	314,400	350,400	388,400	410,700	460,800
		4	170,100	247,700	279,100	316,200	352,200	390,400	413,000	463,100
		5	171,600	248,900	281,000	318,000	354,100	392,400	415,000	465,400
		6	173,900	250,100	282,500	320,000	356,000	394,400	417,200	467,900
		7	176,300	251,200	284,300	322,100	358,000	396,400	419,400	470,200
		8	178,600	252,400	286,100	323,900	359,800	398,400	421,600	472,700
		9	180,800	253,700	288,000	325,700	361,700	400,700	423,800	475,100
		10	182,100	254,700	289,700	327,500	363,600	402,700	425,900	477,600
		11	183,500	255,500	291,600	329,500	365,500	404,700	428,000	480,000
		12	184,900	256,300	293,300	331,200	367,300	406,600	430,100	482,500
		13	186,300	257,200	295,100	333,000	369,200	408,500	432,100	484,800
		14	187,500	258,400	297,100	334,900	371,300	410,300	433,900	487,000
		15	188,800	259,600	299,100	336,700	373,200	412,100	435,900	489,200
		16	190,000	261,000	301,100	338,400	375,100	414,000	437,900	491,400
		17	191,400	262,400	303,000	340,000	377,100	415,800	439,900	493,000
		18	192,700	263,600	304,900	341,800	379,000	417,400	441,600	494,500
		19	194,100	264,700	306,800	343,700	380,900	419,000	443,200	496,000
		20	195,500	266,000	308,600	345,500	382,800	420,700	444,900	497,500
		21	196,800	267,600	310,400	347,100	384,600	422,400	446,700	499,100
		22	198,300	269,300	312,300	348,700	386,000	423,900	448,400	500,500
		23	199,700	270,900	314,000	350,400	387,300	425,500	450,200	501,900
		24	201,200	272,500	315,900	351,900	388,700	427,000	452,000	503,300
		25	202,800	274,000	317,400	353,400	390,000	428,300	453,800	504,500
		26	205,000	275,400	319,400	355,000	391,400	429,600	455,500	505,700
		27	207,200	277,100	321,500	356,400	392,800	430,900	457,100	506,900
		28	209,200	278,700	323,400	357,800	394,200	432,100	458,800	508,100
		29	211,500	280,300	325,100	359,100	395,500	433,400	460,200	509,000
		30	213,100	281,700	326,800	360,400	396,900	434,400	461,600	509,800
		31	214,700	283,300	328,800	361,600	398,300	435,400	462,900	510,800
		32	216,300	285,100	330,800	362,900	399,700	436,400	464,400	511,800
33	217,800	286,800	332,600	364,100	401,000	437,400	465,900	512,800		
34	219,500	288,500	334,500	365,300	402,000	438,500	467,100	513,200		
35	221,200	290,300	336,300	366,500	403,000	439,500	468,600	513,700		
36	222,800	292,100	338,100	367,700	403,900	440,600	470,200	514,300		
37	224,200	293,600	339,800	369,000	404,800	441,700	471,700	514,900		

3 8	225, 800	295, 200	341, 700	370, 100	405, 900	442, 600	473, 200	515, 300
3 9	227, 400	297, 000	343, 600	371, 200	407, 100	443, 400	474, 600	516, 000
4 0	228, 900	298, 700	345, 400	372, 400	408, 300	444, 300	475, 900	516, 700
4 1	230, 500	300, 600	347, 100	373, 400	409, 600	445, 000	477, 300	517, 400
4 2	232, 100	302, 200	348, 700	374, 400	410, 800	445, 800	478, 300	
4 3	233, 700	303, 800	350, 400	375, 400	412, 000	446, 500	479, 200	
4 4	235, 200	305, 500	351, 900	376, 500	413, 300	447, 200	480, 100	
4 5	236, 500	307, 000	353, 400	377, 800	414, 700	448, 000	481, 000	
4 6	238, 000	308, 400	355, 000	378, 600	415, 800	448, 800	482, 000	
4 7	239, 500	310, 200	356, 400	379, 400	416, 900	449, 700	483, 000	
4 8	240, 800	312, 100	357, 800	380, 200	418, 100	450, 400	484, 000	
4 9	242, 200	313, 800	359, 100	380, 800	419, 100	451, 300	484, 900	
5 0	243, 600	315, 500	360, 400	381, 500	420, 100	452, 100	485, 800	
5 1	245, 100	317, 200	361, 600	382, 300	421, 100	453, 100	486, 700	
5 2	246, 200	319, 000	362, 900	383, 000	422, 000	454, 100	487, 400	
5 3	247, 500	320, 600	364, 100	383, 600	422, 800	455, 000	488, 100	
5 4	248, 800	322, 300	365, 300	384, 300	423, 700			
5 5	249, 900	323, 800	366, 500	384, 900	424, 600			
5 6	251, 300	325, 300	367, 700	385, 500	425, 400			
5 7	252, 500	326, 900	369, 000	386, 200	426, 100			
5 8	253, 700	328, 100	370, 100	386, 900	426, 900			
5 9	255, 000	329, 600	371, 200	387, 600	427, 600			
6 0	256, 500	331, 300	372, 400	388, 200	428, 500			
6 1	257, 700	333, 000	373, 400	388, 900	429, 400			
6 2	259, 000	334, 600	374, 400	389, 600	430, 200			
6 3	260, 500	336, 200	375, 400	390, 500	431, 100			
6 4	261, 900	337, 900	376, 400	391, 500	432, 000			
6 5	263, 500	339, 500	377, 700	392, 300	432, 800			
6 6	264, 700	340, 600	378, 500	393, 100	433, 700			
6 7	266, 500	341, 600	379, 300	393, 900	434, 600			
6 8	268, 300	342, 600	380, 100	394, 600	435, 400			
6 9	270, 100	343, 500	380, 600	395, 300	436, 300			
7 0	271, 900	344, 300	381, 300	396, 100	437, 100			
7 1	273, 800	345, 100	382, 000	396, 900	438, 000			
7 2	275, 300	345, 900	382, 600	397, 700	438, 900			
7 3	276, 800	346, 500	383, 200	398, 500	439, 700			
7 4	278, 400	347, 100	383, 900	399, 200				
7 5	280, 100	347, 800	384, 500	400, 100				
7 6	281, 600	348, 300	385, 100	400, 900				
7 7	283, 200	348, 800	385, 700	401, 600				
7 8	284, 700	349, 400	386, 300	402, 500				
7 9	286, 100	349, 800	387, 000	403, 500				

80	287,600	350,300	387,600	404,500				
81	289,000	350,800	388,100	405,500				
82	290,100	351,300	388,900	406,500				
83	291,100	351,700	389,800	407,500				
84	292,100	352,100	390,800	408,600				
85	293,100	352,400	391,500	409,600				
86	294,000	352,900	392,400	410,400				
87	294,900	353,400	393,300	411,200				
88	295,800	353,800	394,100	411,900				
89	296,700	354,200	394,800	412,400				
90	297,300	354,800	395,600	413,000				
91	297,900	355,300	396,500	413,500				
92	298,500	356,000	397,100	414,000				
93	299,200	356,600	397,500	414,700				
94	299,800	357,200	398,200					
95	300,400	357,800	399,000					
96	300,900	358,300	399,700					
97	301,300	358,700	400,200					
98	301,600	359,100						
99	302,000	359,500						
100	302,400	359,900						
101	302,800	360,300						
102	303,100							
103	303,500							
104	303,900							
105	304,200							
再任用職員	215,200	240,300	264,200	281,800	313,000	339,600	373,000	415,100

備考 この表は、消防吏員に適用する。

## 別表第3号（第5条関係）

医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員以外の 職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700

3 9	367,000	432,400	486,600	545,100
4 0	369,000	434,400	488,400	546,700
4 1	371,300	436,200	490,100	548,200
4 2	372,500	438,000	491,900	549,600
4 3	373,900	439,700	493,700	551,000
4 4	375,000	441,500	495,500	552,300
4 5	376,200	443,300	497,100	553,500
4 6	377,600	445,100	498,800	554,500
4 7	379,100	446,900	500,600	555,500
4 8	380,600	448,600	502,400	556,500
4 9	381,700	450,400	504,000	557,500
5 0	382,700	452,100	505,300	558,400
5 1	383,700	453,900	506,600	559,300
5 2	384,500	455,700	507,900	560,200
5 3	385,400	457,600	508,900	561,000
5 4	386,300	458,800	510,200	561,900
5 5	387,000	460,000	511,500	562,800
5 6	387,900	461,200	512,800	563,700
5 7	388,600	462,400	513,800	564,600
5 8	389,500	463,400	514,600	565,500
5 9	390,300	464,400	515,400	566,400
6 0	391,100	465,400	516,200	567,100
6 1	391,600	466,200	517,100	568,000
6 2	392,100	466,900	517,900	568,900
6 3	392,500	467,600	518,800	569,800
6 4	393,000	468,300	519,600	570,700
6 5	393,300	469,000	520,500	571,600
6 6		469,700	521,400	
6 7		470,400	522,100	
6 8		471,000	523,000	
6 9		471,300	523,900	
7 0		472,000	524,700	
7 1		472,700	525,600	
7 2		473,400	526,500	
7 3		473,800	527,300	
7 4		474,400	528,200	
7 5		475,100	529,100	
7 6		475,800	529,800	
7 7		476,200	530,600	
7 8		476,800	531,500	
7 9		477,400	532,400	
8 0		477,900	533,300	

	8 1		478,500	534,100	
	8 2		479,000	535,000	
	8 3		479,500	535,900	
	8 4		480,000	536,800	
	8 5		480,400	537,600	
	8 6		481,000	538,500	
	8 7		481,400	539,400	
	8 8		481,900	540,300	
	8 9		482,400	541,100	
	9 0		483,000		
	9 1		483,600		
	9 2		484,000		
	9 3		484,500		
	9 4		485,100		
	9 5		485,700		
	9 6		486,300		
	9 7		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師で市長が規則で定めるものに適用する。

別表第 4 号 (第 5 条関係)

医療職給料表 (2)

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員 以外の 職員	号給								
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	276,500	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	278,400	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	280,300	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	282,100	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	284,000	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	285,800	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	287,600	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	289,500	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	291,400	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	293,200	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	294,900	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	296,900	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	298,700	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	300,500	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	302,300	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	304,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	305,900	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	307,700	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	309,700	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	311,600	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	313,300	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	315,200	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,500	316,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,300	318,800	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	283,200	320,800	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,900	322,700	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,800	324,600	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	288,500	326,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	290,200	328,200	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	292,100	330,000	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	294,000	331,900	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	296,000	333,900	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	297,900	335,700	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	299,800	337,400	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	301,800	339,200	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	303,400	341,100	391,300	435,800	495,500
37	206,900	241,000	273,200	305,300	342,800	392,400	437,000	496,500	

3 8	208,200	242,300	274,700	307,100	344,600	393,600	437,800
3 9	209,500	243,400	276,300	309,100	346,500	394,700	438,500
4 0	210,800	244,700	277,700	311,000	348,300	395,800	439,200
4 1	211,900	246,000	279,200	312,800	350,100	396,600	439,800
4 2	213,100	247,000	280,800	314,700	351,800	397,400	440,500
4 3	214,300	248,200	282,500	316,100	353,400	398,200	441,300
4 4	215,500	249,300	284,200	318,000	355,100	399,000	442,000
4 5	216,700	250,400	285,700	320,000	356,300	399,400	442,600
4 6	217,800	251,700	287,400	321,900	357,400	400,100	443,400
4 7	218,800	253,000	289,100	323,800	358,600	400,800	444,200
4 8	219,900	254,200	290,700	325,800	359,800	401,400	444,800
4 9	220,900	255,800	291,900	327,700	361,000	402,100	445,400
5 0	221,900	257,200	293,500	329,600	361,800	402,800	446,200
5 1	222,800	258,400	294,800	331,500	363,000	403,400	446,900
5 2	223,800	259,600	296,400	333,500	364,100	404,000	447,500
5 3	224,100	260,700	297,700	335,400	365,100	404,600	448,000
5 4	224,900	262,000	299,200	337,300	366,100	405,300	448,400
5 5	225,600	263,300	300,600	339,100	367,100	406,000	448,800
5 6	226,400	264,400	302,100	341,000	368,100	406,700	449,200
5 7	227,100	265,200	303,100	342,800	368,900	407,000	449,600
5 8	228,000	266,500	304,300	344,600	369,700	407,800	450,000
5 9	228,700	267,800	305,500	346,500	370,600	408,300	450,400
6 0	229,400	269,100	306,900	348,300	371,500	408,800	450,800
6 1	230,300	270,000	308,200	350,100	372,000	409,200	451,200
6 2	231,000	271,200	309,400	351,800	372,800	410,100	451,700
6 3	231,900	272,500	310,700	353,400	373,600	411,100	452,100
6 4	232,900	273,800	311,900	355,100	374,400	412,000	452,500
6 5	233,500	274,600	313,300	356,300	374,800	412,600	452,800
6 6	234,200	275,700	314,100	357,400	375,500	413,600	
6 7	234,900	276,600	314,900	358,600	376,200	414,500	
6 8	235,600	277,700	315,700	359,800	376,900	415,500	
6 9	236,300	278,700	316,300	361,000	377,300	416,400	
7 0	236,900	279,700	317,000	361,800	377,900	417,300	
7 1	237,500	280,800	317,700	363,000	378,600	418,200	
7 2	238,000	281,900	318,300	364,100	379,200	419,100	
7 3	238,700	282,500	319,000	365,100	379,600	420,100	
7 4	239,400	283,200	319,200	366,100	380,100	421,000	
7 5	240,100	283,700	319,800	367,100	380,600	421,700	
7 6	240,600	284,500	320,400	368,100	381,100	422,300	
7 7	241,000	285,300	321,000	368,900	381,700	422,800	
7 8	241,600	285,900	321,500	369,700	382,200	423,200	
7 9	242,200	286,500	322,000	370,600	382,800	423,600	



8 0	242, 800	287, 100	322, 500	371, 500	383, 400	424, 000		
8 1	243, 100	287, 800	323, 100	372, 100	383, 900	424, 500		
8 2	243, 500	288, 300	323, 600	372, 800	384, 400	424, 900		
8 3	243, 900	288, 700	324, 000	373, 400	384, 900	425, 300		
8 4	244, 200	289, 100	324, 500	373, 900	385, 400	425, 700		
8 5	244, 500	289, 300	325, 000	374, 200	385, 700	426, 000		
8 6		289, 500	325, 400	374, 500	386, 200			
8 7		289, 700	325, 600	374, 800	386, 600			
8 8		289, 900	326, 000	375, 100	387, 000			
8 9		290, 300	326, 400	375, 400	387, 400			
9 0		290, 500	326, 800					
9 1		290, 700	327, 200					
9 2		290, 900	327, 600					
9 3		291, 300	327, 900					
9 4		291, 500	328, 100					
9 5		291, 700	328, 500					
9 6		292, 000	328, 800					
9 7		292, 400	329, 000					
9 8		292, 700	329, 300					
9 9		292, 900	329, 600					
1 0 0		293, 200	329, 900					
1 0 1		293, 500	330, 100					
1 0 2		293, 700	330, 400					
1 0 3		293, 900	330, 800					
1 0 4		294, 200	331, 000					
1 0 5		294, 500	331, 200					
1 0 6			331, 400					
1 0 7			331, 800					
1 0 8			332, 000					
1 0 9			332, 200					
1 1 0			332, 600					
1 1 1			333, 000					
1 1 2			333, 400					
1 1 3			333, 600					
再任用職員	188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800	365, 000	426, 500

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

## 別表第5号 (第5条関係)

## 医療職給料表 (3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職 員以外の 職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	274,300	287,100	330,200	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	275,400	288,800	332,300	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	276,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	278,000	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	279,300	293,900	338,300	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	280,600	295,700	340,400	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	281,600	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	282,800	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	284,400	301,000	346,100	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	286,000	302,700	348,100	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	287,300	304,400	350,000	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	288,600	306,100	352,000	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	289,900	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	291,200	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	292,700	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	294,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	295,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	296,800	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	298,300	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	299,900	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	301,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	303,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	304,600	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	306,300	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	307,600	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,200	309,100	328,300	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	292,700	310,700	330,000	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,000	312,300	331,400	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	295,400	313,800	332,700	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	296,800	315,400	334,200	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	298,300	317,000	335,700	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	299,900	318,500	337,300	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	301,400	319,700	338,800	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,000	321,200	340,500	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	304,600	322,700	342,200	396,100	441,200
	36	221,600	247,500	280,800	306,300	324,100	343,800	397,800	442,800
	37	222,700	248,400	282,400	307,600	325,600	345,200	399,300	444,200

3 8	224,100	249,500	283,600	309,200	327,200	346,800	401,000	445,600
3 9	225,400	250,400	285,000	310,700	328,700	348,400	402,800	447,100
4 0	226,800	251,500	286,200	312,300	330,100	349,900	404,500	448,600
4 1	227,700	251,900	287,500	313,800	331,500	351,300	406,000	449,900
4 2	229,100	252,800	289,000	315,400	332,900	352,800	407,700	450,800
4 3	230,500	253,700	290,500	317,000	334,300	354,300	409,400	451,700
4 4	231,900	254,400	292,100	318,500	335,700	355,800	410,900	452,400
4 5	233,100	255,200	293,400	319,700	337,100	357,200	412,300	453,400
4 6	234,500	256,100	294,800	321,200	338,600	358,600	413,900	454,300
4 7	235,800	257,000	296,300	322,700	339,900	360,000	415,400	455,200
4 8	237,100	258,000	297,800	324,100	341,300	361,500	416,800	456,100
4 9	238,100	259,000	298,900	325,600	342,700	363,000	418,400	457,100
5 0	239,200	260,000	300,200	327,200	344,100	364,500	419,900	457,900
5 1	240,200	261,200	301,400	328,700	345,600	366,100	421,400	458,800
5 2	241,300	262,400	302,800	330,100	347,000	367,700	422,800	459,700
5 3	242,200	263,500	304,200	331,500	348,600	369,100	424,200	460,600
5 4	243,300	264,900	305,500	332,900	350,200	370,400	425,700	461,500
5 5	244,200	266,200	306,900	334,300	351,900	371,700	427,100	462,400
5 6	245,200	267,500	308,300	335,700	353,500	373,000	428,500	463,300
5 7	245,900	269,000	309,100	337,100	355,000	374,300	429,600	464,200
5 8	246,900	270,500	310,300	338,600	356,500	375,100	430,500	
5 9	247,600	271,900	311,500	339,900	358,000	376,200	431,400	
6 0	248,400	273,300	312,900	341,300	359,600	377,300	432,100	
6 1	249,200	274,700	314,000	342,700	360,900	378,400	432,900	
6 2	250,200	276,000	315,300	344,100	362,200	379,200	433,800	
6 3	251,000	277,400	316,600	345,600	363,500	380,100	434,700	
6 4	252,000	278,500	317,800	347,000	364,800	381,000	435,600	
6 5	252,900	279,900	319,100	348,600	366,100	381,800	436,500	
6 6	253,700	281,400	320,400	350,200	366,900	382,700	437,400	
6 7	254,800	282,900	321,700	351,900	368,000	383,700	438,100	
6 8	255,700	284,400	323,000	353,500	369,100	384,600	439,000	
6 9	256,500	285,500	323,700	355,000	370,200	385,500	439,700	
7 0	257,500	287,000	324,800	356,500	371,100	386,400	440,300	
7 1	258,400	288,500	325,900	358,000	371,900	387,100	441,100	
7 2	259,400	289,900	326,800	359,600	372,800	387,900	441,900	
7 3	260,800	290,900	328,100	360,900	373,500	388,700	442,600	
7 4	262,100	292,300	328,800	362,200	374,500	389,500	443,400	
7 5	263,200	293,500	329,900	363,500	375,500	390,400	444,200	
7 6	264,300	294,800	331,100	364,800	376,500	391,200	445,000	
7 7	265,300	296,200	332,200	366,100	377,400	392,000	445,900	
7 8	266,300	297,500	333,400	366,900	378,100	392,700		
7 9	267,500	298,700	334,500	368,000	378,900	393,300		

8 0	268,500	300,000	335,700	369,100	379,800	393,900
8 1	269,400	300,500	336,800	370,200	380,500	394,700
8 2	270,400	301,700	337,900	371,100	381,200	395,200
8 3	271,500	302,800	338,900	371,900	382,000	395,700
8 4	272,600	304,000	340,000	372,700	382,800	396,200
8 5	273,400	305,100	340,900	373,500	383,600	396,700
8 6	274,300	306,300	341,900	374,200	384,200	397,400
8 7	275,400	307,500	342,800	374,900	384,900	398,200
8 8	276,500	308,600	343,800	375,400	385,500	399,000
8 9	277,300	309,900	344,800	375,900	386,300	399,600
9 0	278,200	311,100	345,600		386,700	400,400
9 1	279,000	312,300	346,400		387,000	401,300
9 2	280,000	313,500	347,200		387,400	402,200
9 3	280,900	314,300	347,800		387,800	402,900
9 4	281,900	315,000	348,400		388,200	403,800
9 5	282,800	315,700	349,100		388,500	404,700
9 6	283,800	316,300	349,700		388,800	405,600
9 7	284,400	317,000	350,100		389,100	406,400
9 8	285,200	317,300	350,500		389,400	407,200
9 9	285,800	317,900	351,000		389,800	408,000
1 0 0	286,700	318,600	351,400		390,200	408,800
1 0 1	287,500	319,000	351,900		390,600	409,600
1 0 2	288,300	319,600	352,300			410,300
1 0 3	289,100	320,200	352,800			410,900
1 0 4	289,900	320,800	353,200			411,500
1 0 5	290,600	321,200	353,500			412,100
1 0 6	291,100	321,700	354,000			412,700
1 0 7	291,600	322,200	354,400			413,400
1 0 8	292,100	322,700	354,700			414,000
1 0 9	292,300	323,100	355,200			414,600
1 1 0	292,600	323,500	355,700			415,300
1 1 1	292,800	323,800	356,200			416,100
1 1 2	293,200	324,100	356,700			416,700
1 1 3	293,500	324,500	357,200			417,400
1 1 4	293,700	324,900	357,700			418,000
1 1 5	294,100	325,300	358,200			418,700
1 1 6	294,400	325,600	358,600			419,300
1 1 7	294,700	325,800	359,000			419,800
1 1 8	295,000	326,100	359,400			420,500
1 1 9	295,300	326,500	359,900			421,200
1 2 0	295,700	326,700	360,400			421,900
1 2 1	296,000	326,900	360,800			422,500

1 2 2	296,400	327,200	361,300		423,200	
1 2 3	296,700	327,500	361,800		423,800	
1 2 4	297,100	327,800	362,300		424,500	
1 2 5	297,300	328,000	362,600		425,100	
1 2 6	297,500	328,300			425,600	
1 2 7	297,800	328,700			426,100	
1 2 8	298,200	328,900			426,600	
1 2 9	298,400	329,100			427,200	
1 3 0	298,700	329,300				
1 3 1	299,100	329,700				
1 3 2	299,500	329,900				
1 3 3	299,700	330,200				
1 3 4	300,000	330,600				
1 3 5	300,400	331,000				
1 3 6	300,700	331,400				
1 3 7	300,900	331,700				
1 3 8	301,200	332,100				
1 3 9	301,600	332,500				
1 4 0	301,900	332,900				
1 4 1	302,100	333,200				
1 4 2	302,500	333,600				
1 4 3	302,900	333,900				
1 4 4	303,200	334,300				
1 4 5	303,300	334,600				
1 4 6	303,600	335,000				
1 4 7	303,900	335,400				
1 4 8	304,300	335,800				
1 4 9	304,500	336,100				
1 5 0	304,700	336,500				
1 5 1	305,000	336,900				
1 5 2	305,300	337,300				
1 5 3	305,700	337,600				
1 5 4	305,900					
1 5 5	306,100					
1 5 6	306,400					
1 5 7	306,700					
1 5 8	307,000					
1 5 9	307,300					
1 6 0	307,600					
1 6 1	308,000					
1 6 2	308,300					
1 6 3	308,600					

	1 6 4	308,900							
	1 6 5	309,300							
	1 6 6	309,600							
	1 6 7	309,900							
	1 6 8	310,200							
	1 6 9	310,600							
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	280,900	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

(別紙 2)  
別表 (第 3 条関係)

特殊行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		(円)	(円)	(円)
	1	149,100	226,000	275,800
	2	149,900	227,500	277,500
	3	150,700	229,100	279,100
	4	151,500	230,700	280,800
	5	152,200	232,200	282,400
	6	153,300	233,900	284,200
	7	154,400	235,800	286,000
	8	155,400	237,500	288,000
	9	156,500	239,100	289,600
	1 0	157,700	240,800	291,500
	1 1	158,900	242,500	293,200
	1 2	160,000	244,000	294,900
	1 3	161,000	245,500	296,700
	1 4	162,200	247,000	298,800
	1 5	163,400	248,200	300,900
	1 6	164,600	249,700	303,100
	1 7	165,800	251,000	304,900
	1 8	167,200	252,200	306,900
	1 9	168,600	253,500	308,800
	2 0	170,000	254,600	310,800
	2 1	171,200	255,400	312,700
	2 2	173,100	256,400	314,500
	2 3	175,100	257,500	316,300
	2 4	177,000	258,800	318,200
	2 5	178,700	260,100	319,800
	2 6	180,100	261,500	321,800
	2 7	181,400	262,800	323,600
	2 8	182,800	264,200	325,700
	2 9	184,100	265,700	327,400
	3 0	185,300	267,400	329,500
	3 1	186,400	269,200	331,400
	3 2	187,600	270,900	333,500
	3 3	188,600	272,500	335,800
	3 4	189,600	274,200	337,900
	3 5	190,700	275,700	339,800
	3 6	191,700	277,500	341,900
	3 7	192,800	279,300	343,700

3 8	193,900	280,800	345,700
3 9	195,000	282,500	347,500
4 0	196,100	284,300	349,300
4 1	197,000	286,000	351,300
4 2	198,100	287,700	353,200
4 3	199,300	289,400	355,100
4 4	200,500	291,200	357,000
4 5	201,800	293,000	358,900
4 6	203,000	294,700	361,000
4 7	204,300	296,600	363,000
4 8	205,600	298,300	364,900
4 9	207,000	300,200	366,400
5 0	208,300	301,900	368,000
5 1	209,700	303,600	369,600
5 2	211,000	305,400	371,200
5 3	212,200	306,800	372,700
5 4	213,600	308,300	373,900
5 5	215,000	310,000	375,100
5 6	216,400	311,900	376,500
5 7	217,900	313,700	377,900
5 8	219,500	315,500	379,100
5 9	221,000	317,200	380,200
6 0	222,600	319,000	381,300
6 1	223,700	320,600	382,400
6 2	224,700	322,400	383,400
6 3	226,100	324,000	384,300
6 4	227,500	325,600	385,200
6 5	228,900	327,100	386,100
6 6	230,200	328,500	387,000
6 7	231,700	330,000	387,900
6 8	233,000	331,800	388,800
6 9	234,100	333,300	389,500
7 0	235,500	335,200	390,400
7 1	236,800	337,000	391,400
7 2	238,100	338,800	392,400
7 3	239,300	340,200	393,200
7 4	240,400	341,400	394,100
7 5	241,700	342,500	394,900
7 6	243,100	343,600	395,800
7 7	244,600	344,500	396,500
7 8	245,900	345,600	397,300
7 9	247,100	346,300	398,100



8 0	248, 100	347, 400	398, 800
8 1	249, 200	348, 200	399, 500
8 2	250, 400	349, 100	400, 400
8 3	251, 400	349, 800	401, 200
8 4	252, 600	350, 300	402, 000
8 5	253, 900	351, 000	402, 900
8 6	255, 100	351, 400	403, 900
8 7	256, 300	351, 800	405, 000
8 8	257, 400	352, 300	406, 100
8 9	258, 500	352, 800	406, 800
9 0	260, 000	353, 300	407, 900
9 1	261, 500	353, 600	408, 900
9 2	263, 000	354, 100	409, 900
9 3	264, 300	354, 600	410, 800
9 4	266, 000	355, 100	411, 800
9 5	267, 500	355, 600	412, 800
9 6	269, 200	356, 100	413, 700
9 7	270, 900	356, 600	414, 700
9 8	272, 600	357, 200	415, 000
9 9	274, 500	357, 800	415, 300
1 0 0	276, 400	358, 300	415, 600
1 0 1	277, 800	358, 700	415, 900
1 0 2	279, 600	359, 100	416, 100
1 0 3	281, 400	359, 500	416, 300
1 0 4	283, 000	359, 900	416, 500
1 0 5	284, 600	360, 300	416, 700
1 0 6	286, 000		
1 0 7	287, 300		
1 0 8	288, 700		
1 0 9	289, 800		
1 1 0	290, 700		
1 1 1	291, 600		
1 1 2	292, 800		
1 1 3	294, 000		
1 1 4	294, 900		
1 1 5	295, 800		
1 1 6	296, 800		
1 1 7	297, 700		
1 1 8	298, 300		
1 1 9	298, 800		
1 2 0	299, 500		
1 2 1	300, 100		

	1 2 2	300,700		
	1 2 3	301,100		
	1 2 4	301,500		
	1 2 5	301,900		
	1 2 6	302,300		
	1 2 7	302,600		
	1 2 8	303,000		
	1 2 9	303,100		
再任用職員		215,200	240,300	271,800

備考 この表は、単純な労務に雇用される職員（市長が別に定める技能職員を含む。）に適用する。

松山市事務分掌条例の一部改正について

松山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市事務分掌条例の一部を改正する条例

松山市事務分掌条例（昭和39年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第11号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 坂の上の雲まちづくり部

(5) 秘書広報部

第3条第1号中エを削り、オをエとし、カをオとし、キをカとし、同条第3号中イを削り、ウをイとし、エ及びオを削り、カをウとし、キをエとし、同条中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条第4号中アを削り、イをアとし、ウからオまでをイからエまでとし、同号を同条第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

(4) 坂の上の雲まちづくり部

ア 坂の上の雲のまちづくりに関する事項

イ 市民参加及び市民活動に関する事項

ウ 文化に関する事項（文化財の保護に関するものを除く。）

エ スポーツに関する事項（学校における体育に関するものを除く。）

(5) 秘書広報部

ア 秘書及び渉外に関する事項

イ 広報に関する事項

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

組織の再編整備を行い、連携・協働による政策の推進及び効果的な情報発信を一層充実

させるため、本案を提出する。

令和元年11月28日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

付則第17項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

付則第7項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第4条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）第3条第2項ただし書の規定及び第3条の規定による改正後の松山市公営企業管理者の給与等に関する条例（次項において「改正後の公営企業管理者給与条例」という。）第3条ただし書の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の公営企業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の公営企業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

市長等の期末手当の額を改定するため、本案を提出する。

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松山市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号を第11号とし、同号の前に次の5号を加える。

(6) 高齢者に対する配食サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの
(7) 高齢者に対する緊急時の通報体制の整備に関する事務であって規則で定めるもの
(8) 身体に重度の障がいのある者に対する住宅の整備に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(9) 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
(10) 難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中4の項を9の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 市長	高齢者に対する配食サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	高齢者に対する緊急時の通報体制の整備に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	身体に重度の障がいのある者に対する	地方税関係情報であって規則で定

	する住宅の整備に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	めるもの
7 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

第2条 松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
---------------------------------------

別表第2中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次のように加える。

7 市長	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
------	-----------------------------------	---------------------

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

高齢者に対する配食サービスの提供に関する事務等について個人番号を利用するため、本案を提出する。



議案第123号

令和元年11月28日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成31年度分まで」を「令和2年度分」に、「10分の8」を「10分の7.5」に、「10分の6」を「10分の5.5」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和2年度の保険料の軽減の特例措置を0.5割上乘せとするため、本案を提出する。



令和元年11月28日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の  
制定について

松山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例を次の  
ように定める。

記

松山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条—第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条—第55条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条—第59条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第60条—第66条）

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条—第77条）

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第78条）

第2節 人員に関する基準（第79条・第80条）

第3節 設備に関する基準（第81条）

第4節 運営に関する基準（第82条—第84条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第85条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第86条—第89条）

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第90条）

第2節 人員に関する基準（第91条・第92条）

第3節 設備に関する基準（第93条）

第4節 運営に関する基準（第94条—第97条）

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員に関する基準（第99条・第100条）

第3節 設備に関する基準（第101条）

第4節 運営に関する基準（第102条）

第7章 多機能型事業所に関する特例（第103条—第105条）

第8章 雑則（第106条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等をすることができる者並びに指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。

(2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場

合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

(3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

(4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

(5) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第60号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第79条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)をいう。

(指定障害児通所支援事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る法第21条の5の3第1項の規定による指定の申請のときは、この限りでない。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

- 第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者等は、指定通所支援を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、指定通所支援を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じよう努めなければならない。

## 第2章 児童発達支援

### 第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、保育士又は障害福祉サービス経験者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に

関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。） 指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は、ア又はイに掲げる指定児童発達支援の単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超える5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うときは、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理の業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うときは、機能訓練担当職員を置かななければならない。この場合においては、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない場合にあつては、第1号の従業者に限る。）を置かななければならない。この場合においては、次に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事



業所には、第1項に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。  
この場合においては、次に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

5 前各項（第1項第1号を除く。）に掲げる従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないときは、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（管理者）

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がないときは、当該管理者を当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

### 第3節 設備に関する基準

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）には、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないときは、この限りでない。

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この

条において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がないときは、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア 定員は、おおむね10人とする事。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とする事。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とする事。

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないときは、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければな

らない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行うときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第15条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由なく指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めるときは、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められたときは、通

所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、その都度、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に支払を求めることのできる金銭の範囲等)

第23条 指定児童発達支援事業者は、その用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益

を向上させる金銭であって、通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限り、当該通所給付決定保護者に支払を求めることができる。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由を明示した書面を交付して、通所給付決定保護者に説明し、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 4 指定児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

- 5 指定児童発達支援事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、これらの指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、これらの指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けたときは、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けたときは、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、その支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の発達を支援する上での適切な支援

内容の検討をしなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、当該児童発達支援計画の内容について通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこと等による児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。

(児童発達支援管理責任者の業務)

第29条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条の相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第32条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）において、障害児に提供する食事の献立は、できる限り変化に富み、その食事が障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 前項の食事は、同項の規定によるほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに障害児の身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 食事の調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。



4 指定児童発達支援事業所は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第33条 指定児童発達支援事業者は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜障害児のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第34条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定めるときは、この限りでない。

2 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、特に注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第35条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要なときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の業務)

第37条 指定児童発達支援事業所の管理者は、従業者及び業務の管理その他の当該指定児童発達支援事業所の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第44条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めたときは、当該障害の種類

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

(12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該指定児童発達支援事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者等に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定児童発達支援事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定児童発達支援事業所において当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要ない機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（虐待等の禁止）

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長である指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（秘密保持等）

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、

適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第51条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

- 4 指定児童発達支援事業者は、市長から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市長に報告しなければならない。

- 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法

第 8 5 条の規定により行う調査又はあつせんに協力するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第 5 2 条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 5 3 条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生したときは、速やかに、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 5 4 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第 5 5 条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

## 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第56条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第64条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第57条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第65条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。第65条第1号において同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所

介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第58条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第194条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第66条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第53号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第194条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第



1項若しくは第194条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者をいう。)の数並びに共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。),共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第85条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。),サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第194条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第66条において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては,18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。),指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第66条において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第194条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定

員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第198条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号の居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第194条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第59条 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

#### 第6節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位（基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯

を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は，ア又はイに掲げる基準該当児童発達支援の単位の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に，障害児の数が10を超える5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者のうち半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備)

第61条 基準該当児童発達支援事業所には，指導訓練を行う場所を確保するとともに，基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には，訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は，専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし，障害児の支援に支障がないときは，この限りでない。

(利用定員)

第62条 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は，10人以上とする。

(準用)

第63条 第5条，第8条，第13条から第23条まで，第24条第2項から第5項まで，第26条第2項，第27条から第31条まで，第33条，第35条から第46条まで，第48条から第51条まで，第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は，基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第64条 次に掲げる要件を満たす指定生活介護事業者が，地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供するときは，当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と，当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において，この節（前条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。

)を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第65条 次に掲げる要件を満たす指定通所介護事業者等が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供するときは、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第66条 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障

害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供するときは、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第194条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録

定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第198条第2項第1号の居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第89条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第194条に規定する基準を満たすこと。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### 第3章 医療型児童発達支援

#### 第1節 基本方針

第67条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその

置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならぬ。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第68条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者  
同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護職員 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前2項に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないときは、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(準用)

第69条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

## 第3節 設備に関する基準

第70条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能を補助する設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないときは、同項第1号に掲げる設

備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第71条 指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定医療型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けたときは、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。



2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けたときは、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

(6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）

(7) サービスの利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(情報の提供等)

第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(準用)

第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第75条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

#### 第4章 放課後等デイサービス

##### 第1節 基本方針

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

##### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位(指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は、ア又はイに掲げる指定放課後等デイサービスの単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超える5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う指定放課後等デイサービス事業所には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護職員 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第80条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサ

サービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないときは、この限りでない。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第82条 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第83条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合にお

いて、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第83条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

#### 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

第85条 第8条，第9条，第13条から第23条まで，第25条から第31条まで，第33条，第35条から第46条まで，第48条から第51条まで，第52条第1項，第53条から第58条まで，第78条及び第83条の規定は，共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

#### 第6節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は，次のとおりとする。

(1) 児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位（基準該当放課後等デイサービスであって，その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は，ア又はイに掲げる基準該当放課後等デイサービスの単位の区分に応じ，それぞれア又はイに定める数とする。

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に，障害児の数が10を超える5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者のうち半数以上は，児童指導員又は保育士でなければならない。

（設備）

第 8 7 条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第 1 項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないときは、この限りでない。

(利用定員)

第 8 8 条 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第 8 9 条 第 8 条、第 1 3 条から第 2 3 条まで、第 2 6 条第 2 項、第 2 7 条から第 3 1 条まで、第 3 3 条、第 3 5 条から第 4 6 条まで、第 4 8 条から第 5 1 条まで、第 5 2 条第 1 項、第 5 3 条から第 5 5 条まで、第 6 4 条から第 6 6 条まで、第 7 8 条及び第 8 3 条(第 1 項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

## 第 5 章 居宅訪問型児童発達支援

### 第 1 節 基本方針

第 9 0 条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

### 第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 9 1 条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第 1 号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員

若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

- 3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第92条 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第91条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

#### 第3節 設備に関する基準

第93条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がないときは、この限りでない。

#### 第4節 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第94条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第95条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供し

たときは、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の規則で定める費用については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第96条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5



項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

## 第6章 保育所等訪問支援

### 第1節 基本方針

第98条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第99条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じ訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第100条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第99条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第101条 第93条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

#### 第4節 運営に関する基準

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

#### 第7章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第68条、第79条第1項及び第2項、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第68条第1項中「事

業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第6条第4項及び第79条第4項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に有すべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（設備に関する特例）

第104条 多機能型事業所の設備については、サービスの提供に支障を来たさないよう配慮しつつ、一体的に行う他の事業の用に供する当該多機能型事業所の設備と兼ねることができる。

（利用定員に関する特例）

第105条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 5 離島その他の地域であつて基準省令第82条第5項の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

## 第8章 雑則

（規則への委任）

第106条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第2項の規定により同法第5条の規定による改正後の法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第7条第1項第2号ア及び第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同ア中「指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」と、同号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。） それぞれ2以上」とする。

（指定障害福祉サービス基準条例の一部改正）

- 3 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「愛媛県指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号）」を「松山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第 号）」に，「第57条」を「第67条」に，「第67条」を「第78条」に，「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」という。）第71条の7」を「指定通所支援基準条例第90条」に，「第74条」を「第98条」に改める。

第95条の2中「指定通所支援基準省令第5条第1項」を「指定通所支援基準条例第6条第1項」に，「指定通所支援基準省令第66条第1項」を「指定通所支援基準条例第79条第1項」に改め，同条第1号中「指定通所支援基準省令第4条」を「指定通所支援基準条例第5条」に，「指定通所支援基準省令第65条」を「指定通所支援基準条例第78条」に改める。

第95条の4第1号中「指定通所支援基準省令第54条の2」を「指定通所支援基準条例第56条」に，「指定通所支援基準省令第71条の2」を「指定通所支援基準条例第85条」に改める。

第97条第1号，第2号及び第4号，第111条第1号及び第2号，第150条の2第1号，第2号及び第4号並びに第160条の2第1号，第2号及び第4号中「指定通所支援基準省令第54条の12」を「指定通所支援基準条例第66条」に，「指定通所支援基準省令第71条の6」を「指定通所支援基準条例第89条」に改める。

第202条第1項中「第58条第1項」を「第68条第1項」に改める。

付則第2項及び第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第12項中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

（松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 4 松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第88条第1項中「愛媛県指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号）」を「松山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第 号）」に，「第57条」を「第67条」に，「第67条」を「第78条」に改める。

(提案理由)

地方自治法施行令の改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、本案を提出する。

令和元年11月28日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市下水道条例の一部改正について

松山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市下水道条例の一部を改正する条例

松山市下水道条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第4号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号エ中「ウ」を「エ」に改め、同エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第9条第1項中「あったとき」の次に「、前条第2項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

第13条第2項第2号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第14条に次の1項を加える。

2 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が前条第2項第2号エに該当するに至ったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

第17条第1項中「第14条」を「第14条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人及び被保佐人の欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、本案を提出する。





松山市坂の上の雲ミュージアムに係る指定管理者の指定について

松山市坂の上の雲ミュージアムに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市坂の上の雲ミュージアム	松山市一番町三丁目 20 番地

2. 指定管理者の名称 松山市本町一丁目 1 番 1 号

コンソーシアム明治松山

代表者 RNB コーポレーション株式会社

代表取締役 谷川 彰子

構成団体 南海放送株式会社

代表取締役 田中 和彦

南海放送サービス株式会社

代表取締役 糸目 洋

3. 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

松山市坂の上の雲ミュージアムに係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

松山市立子規記念博物館に係る指定管理者の指定について

松山市立子規記念博物館に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市立子規記念博物館	松山市道後公園 1 番 3 0 号

2. 指定管理者の名称 愛媛県東温市見奈良 1 1 1 0 番地  
株式会社レスパスコーポレーション  
代表取締役 越智 陽一

3. 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

松山市立子規記念博物館に係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づく議会の議決を求めため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



松山市中之川地下駐車場等に係る指定管理者の指定について

松山市中之川地下駐車場等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1)松山市中之川地下駐車場	松山市湊町三丁目地先 中之川通線地下
(2)松山市上野町駐車場	松山市上野町甲819番地5
(3)松山市小坂駐車場	松山市小坂五丁目地先 国道33号高架下
(4)松山市永木町駐車場	松山市永木町一丁目地先 国道11号高架下
(5)松山市中村駐車場	松山市中村一丁目地先 国道11号高架下
(6)松山市保免駐車場	松山市保免上一丁目地先 国道56号高架下
(7)松山市朝美駐車場	松山市朝美二丁目地先 国道196号高架下
(8)松山市美沢駐車場	松山市美沢一丁目地先 国道196号高架下

2. 指定管理者の名称 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号

アマノマネジメントサービス株式会社

代表取締役 前川 龍男

3. 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(提案理由)

松山市中之川地下駐車場等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普

通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和元年11月28日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市まちなか子育て・市民交流センターに係る指定管理者の指定について  
松山市まちなか子育て・市民交流センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

## 記

## 1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市まちなか子育て・市民交流センター	松山市大街道一丁目5番地10

## 2. 指定管理者の名称 松山市大街道一丁目3番地3

まちづくりコンソーシアム

代表者 株式会社まちづくり松山

代表取締役 加戸 慎太郎

構成団体 一般社団法人お城下松山

代表理事 加戸 慎太郎

## 3. 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

## (提案理由)

松山市まちなか子育て・市民交流センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めため、本案を提出する。

## (参 照)

地方自治法(抄)

## (公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普

通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



## 市道路線の認定について

## 1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 五明 23号線	菅沢町	菅沢町	
2	市道 余土 244号線	余戸南一丁目	余戸南一丁目	

## (提案理由)

図面番号第1号は主要地方道松山北条線の旧道引継ぎに伴い、第2号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

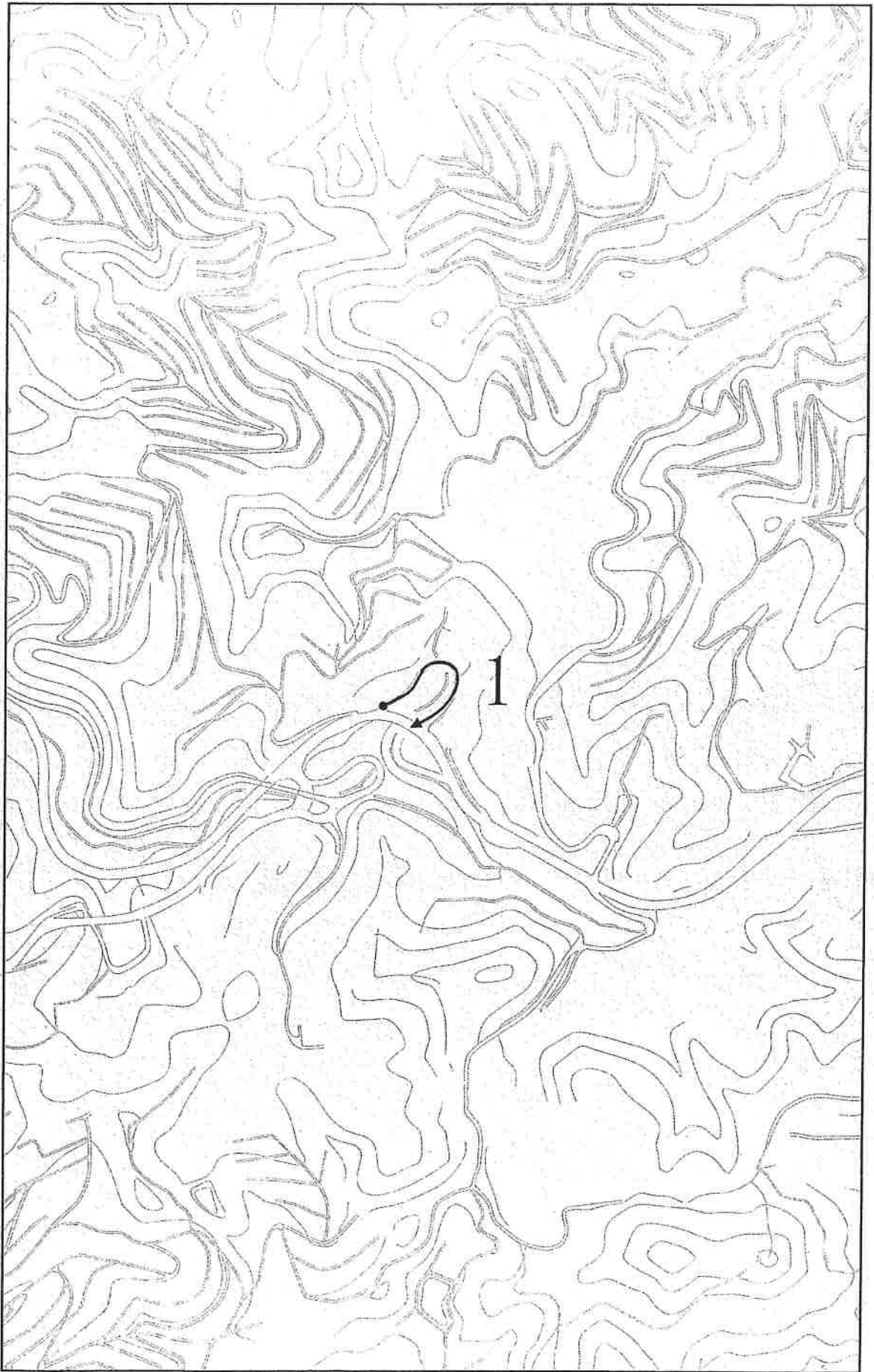
## (参 照)

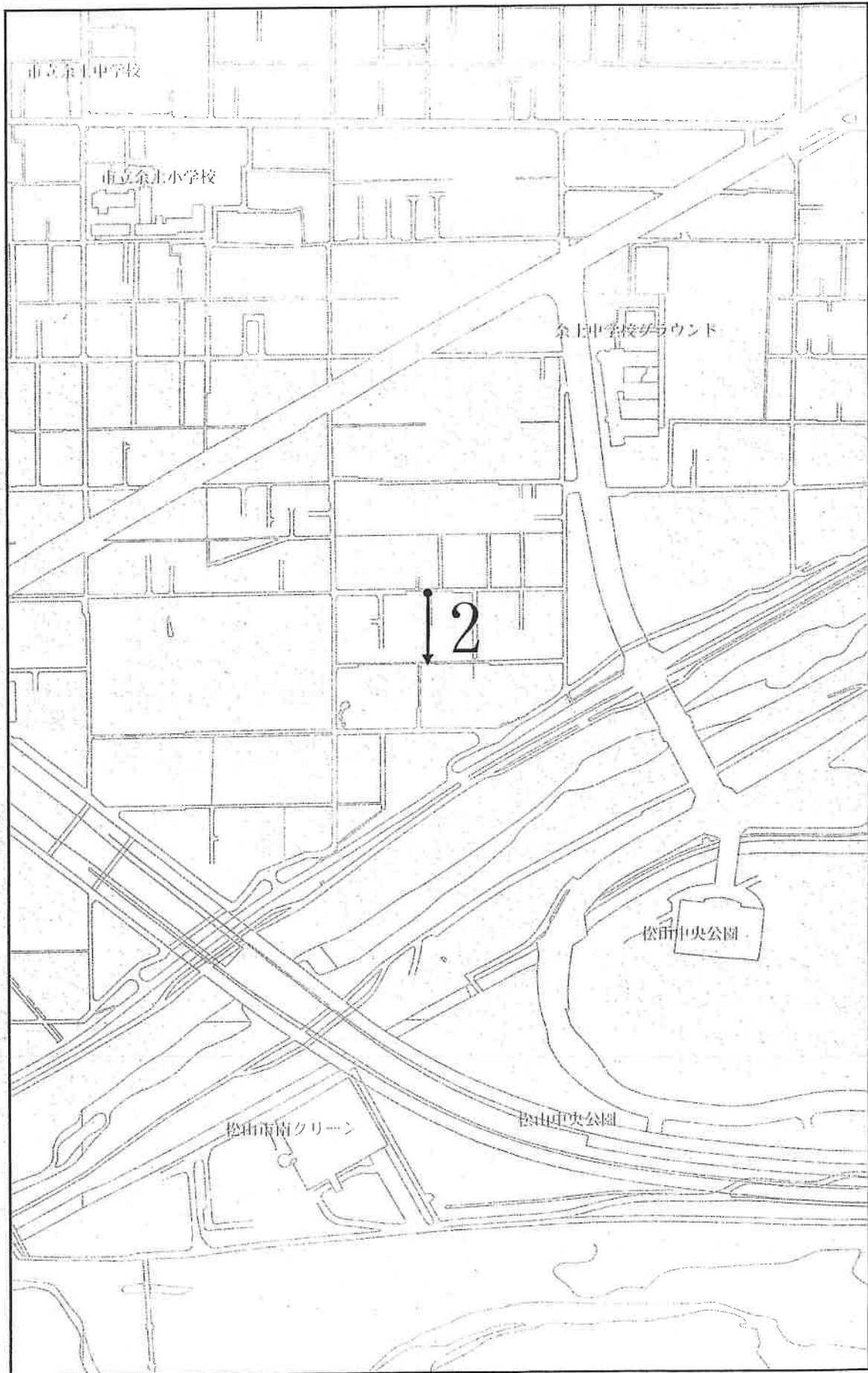
## 道路法(抄)

## (市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。





図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 五 明 2 3 号 線	松山市菅沢町 甲792番3地先	松山市菅沢町 甲793番2地先	5.4 ～ 29.6	153.7
2	市 道 余 土 2 4 4 号 線	松山市余戸南一丁目 188番2地先	松山市余戸南一丁目 188番7地先	4.8 ～ 9.2	62.5